

彦根市総合計画審議会 会議録要旨

彦根市総合計画審議会第1部会第1回会議		
日 時	令和3年4月27日(火) 14:00~16:15	
場 所	彦根勤労福祉会館 研修室	
出席者	審議会	別紙のとおり
	市職員	別紙のとおり
欠 席 委 員	奥野委員、森野委員	

会議録の確定	
署名 (審議会部会長)	

1. 開会

[司会]

ただ今から、第1部会第1回会議を開催させていただきます。

部会長、副部会長が選出されますまでの間、大変僭越ではございますけれども、事務局の方で進行をさせていただきたいと存じます。

私は、企画振興部次長の馬場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第1部会の委員9名のうち、奥野委員と森野委員を除く7名の方が全員対面でご出席を頂いております。また本年度から、山中委員に代わりまして、彦根市老人クラブ連合会を代表いたしまして、郷野委員にご就任いただいております。郷野委員どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は、16時を目処に終了させていただきたいと存じますので、会議が円滑に進行できますようご協力の程、よろしくお願いいたします。

2. 議題

(1) 部会長・副部会長について

[司会]

それでは、次第に従いまして、議題(1)の「部会長・副部会長の選出について」でございますが、まず、部会長の選出についてお諮りいたします。

彦根市総合計画審議会条例第6条第3項に、「部会に部会長および副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選により定める。」とあります。これに関していかがいたしましょうか。

ご提案等ないようでしたら、事務局案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員承諾)

事務局案といたしまして、部会長は安孫子委員、副部会長は高橋委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員異議なし)

ご異議がございませんので、部会長は安孫子委員に、副部会長は高橋委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、安孫子部会長様、お席の方へお願いいたします。

(部会長席に移動)

それでは、これからの議事の進行につきましては、安孫子部会長様どうぞよろしくお願いいたします。

[部会長]

聖泉大学の看護学部で保健師の養成をしており、地域看護学を専門としております、安孫子と申します。部会長として皆様より選任いただきまして、ありがとうございます。皆様の意見が反映できて、よりよい彦根になるように誠意を尽くしたいと思います。

本部会では人権・多文化共生・健康・福祉・医療・生涯学習の施策について審議することとなっております。私の専門のほうは健康づくりで、研究においては高齢福祉を専門としております。これらの施策を審議するにあたっては、皆様のご意見をちょうだいしながら、将来の彦根のまちづくりをどうする

かという視点から、審議してまいりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 次期彦根市総合計画基本計画素案(案)の審議について

[部会長]

それでは、次第の議題の(2)、「次期彦根市総合計画基本計画素案(案)の審議について」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

[事務局]

次第の(2)に関して、説明させていただきます。

資料B1-2をご覧ください。「彦根市総合計画審議会 部会会議について」という資料でございます。まずスケジュールでございますけれども、全4回を予定しております。部会での審議の状況によりましては、場合によっては増減があるかと思っております。基本的には月1回程度で4月から7月にかけて開催する予定ですが、委員の皆様のご都合によって日程の変動があります。本日、部会長、副部会長様以外の委員の皆様には日程調整表をお渡ししておりますので、お手数ですが、期日までにご提出いただければと思います。

次に、各会議の内容についてですが、第1回から第3回までの会議で各施策の審議を予定しております。1から3回の会議で、資料B1-3「政策・施策体系案」をご覧くださいますと、第1部会では、人権・多文化共生・健康・福祉・医療・生涯学習に係る施策をご審議いただくことになっております。こちらの10本の施策のほうを第3回までで一通りご審議いただきまして、ご意見をいただいた中で、第4回会議で、第1回から3回まででいただいた意見を受けました修正案を提示させていただいて、とりまとめのご審議をしていただけたらと考えております。さらに第4回の会議で、政策の方向性の名称など、全体会議で部会のほうで検討いただきたいと依頼があります点についてもご審議いただければと考えております。

続いて、「2 部会開催日決定から修正(案)の提出までの流れ」でございますが、まず、事務局から日程、場所、審議する施策等を通知させていただきます。この際に、当該施策に関係が深い委員の出席状況もできるだけ考慮して審議する施策を決定させていただきたいと考えております。続きまして、当日は、説明者を入れ替えながら審議を進めさせていただきます。本日もそうですが、説明員と、各部会の部会長が来ております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては説明者についてもオンライン出席となる可能性がございますので、ご理解いただければと思います。

続きまして、「3 審議の流れ」ですが、まず事務局のほうから施策ごとに全体的な説明をさせていただきます。1本の施策ごとに、説明後、部会審議(質疑)で、その施策に対してご意見・ご質問等がある場合は、それを受けまして説明員によって回答をさせていただきます。最後に部会長から部会としての提案・修正内容等のご意見を集約いただきまして、当該の施策所管部局にお伝えいただくという流れになっております。この流れを施策ごとに繰り返す進め方となっております。審議会以降の流れとしまして、関係課においてご意見を受けて素案を修正させていただきまして、部会の4回会議の際に修正案を示させていただきたいと考えております。

続きまして、先ほどご覧いただきました資料B1-3をご覧ください。こちらが政策・施策の体系案になっております。こちらにつきまして庁内の検討経過をご説明させていただきます。本日机の上に追加

で配布させていただきました資料に「検討委員会委員名簿」がございますのであわせてご覧いただければと思いますが、庁内のほうでも検討委員会を設けております。庁内のほうでも、審議会と同じく第1から第4部会を作りまして、それぞれの施策の担当課が全庁的に4つの部会にわかれて検討を行い、本日提出しております素案を作成いたしました。なお、第1部会に関しましては、「検討委員会委員名簿」がございます保健福祉部長の田澤が部会長でございまして、本日出席をさせていただいております。また、副部会長は企画振興部長の長野でございまして、長野も本日出席をさせていただいております。さらに、本日審議いただく施策の説明者として、各課のほうから代表して説明員が出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料B1-4をご覧ください。審議の内容に入ってください。この施策の資料の見方について説明させていただきたいと思っております。本日の最初の施策は「1-2-3 障害者（児）福祉の推進」でございます。まず、最初の「現状と課題」は、施策に関する現状と課題を文章化したものでございます。次の「12年後の姿」は、次期総合計画基本構想の計画期間が12年間を予定しておりますので、12年後の姿を思い描きまして、どのような状態にしていくのか、目標を記載しております。次の「4年後の目標」に関しましては、12年後の姿からバックキャストして4年後の中間目標を設定しております。4年後と申しますのは、12年間の基本構想期間中、前期、中期、後期の3つの期間にわけて、それぞれ4年間ごとに基本計画を定めていくことを予定しておりますので、最初の4年後の姿を具体的に設定しているものでございます。そして次の「指標」に関しましては、この4年後の目標を測る上で、アウトカムの指標を設定しております。なお、この指標に関しましては、本日の部会におきましては、この指標がこの施策の4年後の姿を測る上で適切かどうか、妥当かどうかということをまずはご議論いただければと考えております。指標の数値に関しましては、全ての指標が出そろった段階で、全ての指標をまとめてご覧いただく機会を作ろうと思っておりますので、まずは指標の妥当性についてご議論いただければと思っております。続きまして「主な取組」に関しましては、4年間の目標に到達するために具体的に行っていく取組を記載しております。上段は市が中心となって進める取組、下段は多様な主体との連携による取組を記載しております。最後の「関連する個別計画」は、施策に関連する個別計画がある場合は掲げさせていただいております。

今回資料をお送りするのが遅くなり、見ていただく時間が短くなってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。次回以降は、もう少し早くに資料を送らせていただき、見ていただく時間をたっぷりとらせていただきたいと思いますと思っております。

もう1点、今日言い足りなかったこと、あとあとこういうことを追加したいなどがございましたら、第3回の審議会までに、様式は問いませんので、事務局のほうにお伝えいただければ、反映させるべく検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が事務局からの説明でございます。よろしくお願いいたします。

[部会長]

今、「部会の審議の流れ」と「資料の見方」についてご説明がありました。何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

[委員]

いくつか素朴な質問をさせていただきます。

資料 B1-2 で説明のありました、それぞれの部会の審議の中で、提案・修正等の意見があった場合は、部会第 4 回会議で修正案を提出しますという点についてですが、本日の第 2 回目に、2 回目のは 3 回目に、3 回目のは 4 回目に修正案を出すことはできないのでしょうか。前回も、彦根市役所はコロナでクラスターが起きました。この先何が起こるかわかりません。その都度、その都度、修正案を示していただくほうが良いと思います。事務局としては、4 つも部会があるし、事務量が大変になるというのは承知の上ですが、そういった体制をしていかないと、何が起こるかわかりません。まして、新しい市長さんに代わられました。この総合計画にどのぐらい影響を及ぼされるのか、市民としても、審議会委員としても心配しております。大きなことは仕方ありませんが、微々たる点はその都度、その都度、修正案を出すというようにしていかないとだめだと私は思います。時は金なりです。何が起こるかわかりませんので、いかがですかというのが 1 点です。

2 点目は、資料 B1-3 で、それぞれ第 1 部会から第 4 部会までありますが、資料裏面の「市民協働」、「地域コミュニティ」、「その他」は全体会議で担当されることにつきまして、全体会議でするよりも、例えば第 1 部会に入れてやってしまうほうが、能率的に良いのではないかと考えます。全体会議で行ったほうが良いという点が事務局ではあるかもしれませんが、なぜこれを全体会議においておかれるのかと思いました。

私はすべての部会で傍聴させていただいております。先日の第 2 部会で、部会長である部長さんが欠席されていまして。議会もありませんので、何をさておき審議会に出てこられない、お休みになるというのを啞然として見ておりました。今後に向けて、その点はどうかということ。この第 1 部会におきましても、いつも欠席されている方がいらっしゃいます。お仕事で仕方がないとは思いますが、しかし、それは初めからわかっていたのではないかと、なぜそういう方を委員として選ばれたのかを疑問に思います。

本日、あとから第 1 部会として議論する施策について 1-2-3、1-2-4、1-2-6 の 3 項目を選んでいただいておりますが、順番どおりではなく何らか選択された意図があったかと思いますが、その点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

[部会長]

1 つ目は部会の審議の流れ、スケジュールについてでした。特に各回の会議の内容についての修正を 4 回めではなくて、その時々組み入れてはどうですかというご意見でした。2 点目も部会の流れについてご意見くださったかと思っております。3 つ目は部会長の欠席など欠席者、委員の構成について、最後に審議する施策の順番は事務局の意図を教えてほしいということだったかと思っております。

[事務局]

1 点目、第 1 回の会議で修正意見が出た場合、第 2 回の会議でという点ですが、事務局といたしましては、それぞれの施策の関連性もあり、全体を一通り見ていただいた中で、他の施策を見ている際にこの施策も直さなければといったことが出てくる可能性もありますので、まずはいったん全体を一通り見ていただいとを考えております。

2点目の「地域コミュニティ」などを、なぜ全体会議においているのかについてですが、これまでも説明させていただいておりますが、全ての分野に関わることにしましては全体会議で、全ての部会の皆様に参加いただいでご議論いただきたいと考えております。

次に、部会長の欠席の件ですが、大変申し訳ないことにこれは事務局の問題でございます。当該の部会長にしましては、青年関係の大事なイベントが入っておりまして、委員の皆様の日程を調整しましたところ、どうしてもそこにしか設定できなかつたもので、泣く泣く部会長のほうは欠席させていただくこととなりました。事務局の調整の都合で、大変申し訳ございませんでした。なるべく部会長にも出られるようにと考えておりますが、やはりどうしてもその部局で外せないイベント等がある場合もあり、部会長か副部会長が必ず出席するようにしたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。欠席委員の話ですが、委員によっては大変お忙しい委員もおられまして、ご自身で事業をされておられる方もおられます。各団体の代表ということでお願いさせていただいておりますので、その委員が関係が深い分野には出ていただけるように事務局としても何とか日程調整をさせていただきたいと思っております。日程調整をする中で、できるだけ多数の方が出席できるように調整させていただくこともあり、欠席されている委員の責任だけではないところですので、ご理解いただければと思います。

今回の施策をどう選択したかにつきましては、関係の深い委員さんなるべくご出席いただける回に議論をさせていただこうということから、例えば、人権・多文化共生の分野ですと、「彦根市人権教育推進協議会」の森野委員に、また医療の分野で「地域医療体制の充実」や「健康づくりの推進」については「一般社団法人彦根医師会」の奥野委員にご出席いただく必要があると思ひまして、調整する中で、今回の施策を選択させていただきましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

[部会長]

他の委員でご質問などはございますでしょうか。

ないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

(3) 所管事項の審議について

[部会長]

それでは、議題(3)「所管事項の審議」についてです。本日の議題は「障害者(児)福祉の推進」、「高齢者福祉の推進」、「生涯学習・社会教育の推進」の3つの施策です。まず1つ目、「1-2-3 障害者(児)福祉の推進」について事務局より概要説明をお願いいたします。

[事務局(福祉保健部)]

それでは「1-2-3 障害者(児)福祉の推進」についてご説明します。

「現状と課題」としまして主に6つございます。

◇バリアフリー化の配慮がされたまちづくりをさらに進める必要がある。

◇障害について早期発見、早期対応、また継続した相談・支援体制が必要である。

◇必要な支援を受けながら、安心して自立した生活ができるようにサービス提供の基盤強化や福祉人材の確保を進める必要がある。

◇進路相談からに就労に至る過程において一貫した支援が必要である。

◇地域で気軽に相談できる体制の充実や相談員の資質の向上、さらにはわかりやすい情報提供が必要である。

◇行政、事業者、関係機関が連携し、地域ケアの仕組みを充実させる必要がある。

次に「12年後の姿」です。ここでは現在令和5年度までを計画期間として取り組んでいます「ひこね障害者まちづくりプラン」に掲げております基本理念を記載しています。

次の「4年後の目標」については、「現状と課題」で説明しましたように、地域ケアの仕組みが充実したまちをめざすことを記載しています。

次の「指標」では、「新規就労者数」と「相談支援専門員数」の2つを挙げています。

次の「主な取組」については、

◇「社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実」では、主にスポーツ活動におきまして、健康づくりや自立意欲の向上、地域住民との交流や相互理解などの観点から取り組むものです。

◇「ライフステージに合わせた連携と年齢に応じた一貫した支援体制づくり」では、主に発達障害のある人に対しまして、関係機関が連携して途切れない支援を展開するものです。

◇「身近で見守り支える体制づくり」では、「12年後の姿」で説明しました地域づくりをめざし、地域福祉活動の取組を展開するものです。

◇「安心・安全の地域づくり」では、主にコミュニケーションの方法に配慮が必要な人に対する情報環境の充実を図るため、情報のバリアフリー化の取組を展開するものです。

「多様な主体との連携による取組」におきましては、記載のとおり関係機関との連携を図っていくものです。

最後に「関連する個別計画」は記載のとおりですが、「ひこね障害者まちづくりプラン」につきましては、以下の3つ（「第4期彦根市障害者計画」「第6期彦根市障害福祉計画」「第2期彦根市障害児福祉計画」）の総称となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

[部会長]

では、委員の皆様からご意見をお願いいたします。この項目で加える内容、整理すべき内容、重要だと考えられること、今後市として研究などしていくべき課題、指標の妥当性など、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

[委員]

総花的に書かれており、彦根市でなくても全国どこの市町村でもあてはまるような書きようになっていると感じます。彦根市の現状をアセスメントした結果として、特にどこに彦根市ならではの点があるか、この施策の根拠として彦根市の現状をどのように判断されているか、メリハリのある解説をしていただけると、よりわかりやすいと思います。

この部会にも諸団体の方がおられますので、どのように現状を評価したか、ここに挙げられていることの根拠を補足して説明していただけるとありがたいと思います。

[部会長]

「現状と課題」を見ますと、どこにでもあるような内容と感ずるので、彦根ならではのポイントがわかると良いのではないかとということです。補足説明あればお願いします。

[事務局（障害福祉課）]

お手元の「ひこね市障害者まちづくりプラン（概要版）」をご覧ください。

昨年度、「障害者計画」については中間見直しを、「障害福祉計画」等については更新させていただいています。発送の準備をしております都合上、新プランの配布は間に合っておりませんので、また出来上がりましたら皆様にもお届けしたいと思います。

昨年度この計画を見直すにあたりまして、障害者の方や各団体等に対するアンケート調査等を行っています。出てきた内容につきまして、課題の傾向としては全国でも見受けられている内容が多いということがあります。特に、発達障害のある方、発達特性のある方についてのきめ細やかな支援や、高齢化が進んでおり、高齢障害者に対する、障害者の高齢化が介護する方の高齢化にもつながっていますので、そういった高齢化の問題と、それに対応する様々なサービスの必要性があります。それを受けまして、今後4年間の目標を掲げています。彦根市ならではの点について、なかなか、これということはないですが、以上のような点が挙げられるかと思えます。

[部会長]

例えばどういったことがあると、現状が彦根らしいと思われていることがあれば教えていただけるとありがたいです。

[委員]

今のご説明でいいますと、例えば障害のある方が高齢になった場合の介護保険との連携の問題や、発達障害でも、小中高の縦のつながり・ネットワークに力を入れるとか、あるいは彦根市だけではないと思いますが、彦根市は社会教育委員の活動も活発ですし、今来られているような、法人格があってもなくても、いろいろな当事者団体や家族の団体などもたくさんありますので、そういった団体が連携して施策を進めるなどがあるのではないのでしょうか。連携する団体の代表として自立支援協議会と社会福祉協議会だけがあがっていますが、それは全国どこでも施策に書いてあることで、彦根市ならではのいろいろな活動を長くしておられて歴史がある活動があるので、そういうことを施策に反映すると、あまり関心のない市民の方も、彦根市にはこんなに活動があると思ってもらえるということもあると思えます。グローバルのもとにもっとローカルの要素も盛り込んでいただけるとよいと思えます。

発達障害が増えているのは、もちろん全国的なことで、彦根市における発達障害の方の発症率が全国でとびぬけて多いということはないと思えますので、せっきやくコンサルの方が作ったのではなく、彦根市の現場におられる方が作ったということがもっと反映されるような、地元の活動を施策に反映していただきたいと思えます。私のNPO法人も20数年になりますし、戦後から何十年も活動しておられる団体がたくさんありますので、それをくみ上げる姿勢をもっていただきたいのはもちろん、それがくみ上がっている文言にしていきたいと思えます。

[事務局（障害福祉課）]

ご意見いただきましたように、以前から、NPO 法人や障害者団体さんも彦根市ならではの、ずっと障害の福祉施策を支えていただいておりますし、障害者自立支援法が始まりましてからは民間活力の導入が進んできておりまして、障害児のサービスにつきましては NPO 法人さんと地域で参入してきた事業者さんも増えてきているという現状もありますので、うまく融合した形で障害のある子どもさんやご家族さんを支えられるよう、施策に盛り込めるように工夫したいと思います。

[委員]

いろいろご存じかと思しますので、それを具体的に反映していただければと思います。

[委員]

共生社会というのが最近ずっと言われています。誰もが差別なくということで、平成 28 年、障害者差別解消法が施行されました。

私の団体は全員が障害者で会員数 300 名弱です。いつも会員の方から声を聞くのは、確かに高齢化してきており、交通の手段、例えば病院に行くにしても、乗り合いタクシーの乗り場まで距離があって、歩いていかなければならないので利用しないなどです。特に南部のほうはバスの運行が少なく、高齢者、障害者の移動に利用できる交通網を何とかしてほしいという声をよく聞きます。今回のワクチン接種にしても、接種会場までどうやって行くのかという声も聞きます。高齢者の交通手段についてはぜひとも重点的に早く進めてほしいということを、皆様の意見を代表して言わせていただきます。

障害者の相談についてですが、私も相談員をしておりますが、なかなか人に言えない、守秘義務がありますので個人情報を守りますとお話しても、なかなか話してもらえない状況があります。話しやすい環境、相談しやすい環境、相談支援を進めていけるとよいと思います。

[部会長]

様々な中心的に取り組まれている方のご意見ですが、事務局のほういかがでしょうか。

[事務局（障害福祉課）]

1 点目の障害がある方の高齢化にともなう交通手段の確保につきましては、交通対策課や他にも協議会なども一緒に「障害者まちづくりプラン」を作らせていただいておりますので、公共交通機関については乗り合いタクシーもひとつの手段としてあるかと思いますが、ご意見として交通対策課等にも伝えさせていただきたいと思います。

もう 1 点の相談支援につきましては、身近でお話ができる体制という点と、先ほどお話しいただきました、知られたくないという点とがあるかと思いますが、総合的な相談窓口の議論もあるかと思いますが、いくつかの相談機関、相談場所がある中で、相談しやすい場所にまずはつながっていただくことを彦根市の福祉の全体的な方向性としており、まずは相談いただいて同じような解決方法につながっていくことをめざしています。ご理解いただければと思いますとともに、ご意見としておうかがいさせていただきます。

[委員]

「現状と課題」につきまして、他の部会に比べますと、この文章が非常に長くて非常に読みにくいのではないかとというのが1点です。

また、この施策の全体にわたって、地域、地域、地域というのがたくさん出てきます。行政の得意の範ちゅうです。地元ですべて丸投げという形でいっているのではないかと思います。例えば、「現状と課題」の3行目にあります、災害時避難行動要支援者対策等ですが、私も自治会で経験しましたが、要支援者のリストアップを地元らせて、それを市のほうに提出します。何か災害があった時には、地元で全部面倒見るようにと、そして何かあったら全部地元の責任というのが行政の手法です。そこをどのように充実させていくのかが、ひとつの課題だと思います。

逃げさす、車いすの方をどうするかなど、市のバックアップで地元が訓練するのを手伝うなどが必要ではないかと思います。私も地元の避難訓練の時に、危機管理課に聞きに行き、教えてくださいと言ったら、ノウハウを持っていないと言われ、がっかりして、自分たちでやりました。要支援者の場合は非常に難しいです。そういった経験をしておりますので、丸投げではなく充実したものにしてほしいと思います。

もう1点、今はやりの「ヤングケアラー」の話を「現状と課題」に入れるべきではないかと思います。障害者の子が家におられ、親が非常に高齢であり、小学校・中学校の子が手助けするために学校にもいけないという「ヤングケアラー」の話があるのではないかと思います。

次に、「指標」ですが、「働き暮らし応援センター支援の新規就労者数」について、前計画では目標値が2020年で87人になっています。ところが今回の目標値は2025年、令和7年度で62人となっており、かなり落ちていると感じます。どうしてなのか。また、ここに記載する必要はないですが、目標値についてすべて、どのように出したかの根拠を私たちにを見せてほしいと思います。

そして、新聞で見つけたのですが、障害者雇用促進法に基づく民間企業の法定雇用率、今年3月に2.2%から2.3%に引き上げられました。「指標」の中に、市内の民間企業の法定雇用率をどのぐらいに高めていくかというような指標があってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

「4年後の目標」があって、その前に「12年後の姿」があります。前期が2022年から2025年、中期が2026年から2029年、後期が2030年から2033年です。なぜ8年後はないのか、書くに書けないのでしょうか。また、「4年後の目標」について、「12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定」とありますが、この中間とは何でしょうか。12年間の中間であれば6年になるのではと素朴な疑問です。

そして、「主な取組」についての語尾が、「進めます」、「努めます」となっており、表現がどう違うのでしょうか。ほかの部会では「図ります」なども使われています。各部局が作られているので統一できていないのかと思いますが、はっきり区別して使われているのでしょうか。「主な取組」に関しては、先般、他の部会で、今やっている部分とこれからやる部分を区別してくださいとの意見が出ておりましたので、その点も意識したいと思います。

[部会長]

「現状と課題」のところで、災害時避難行動要支援者対策の充実について具体的な策とはどういったものか、またヤングケアラーの問題を含めてはどうかといった点、「指標」に関しては法定雇用率を入れてはどうか、基準値・目標値の数値の根拠、「12年後の姿」と「4年後の目標」はあるが、その間の

8年後はどうか、「主な取組」の表現の違い、使い方、とらえ方はどうかなどのご意見がございました。事務局としてはいかがでしょうか。

[事務局]

まず様式の件に関しまして、事務局のほうからご説明させていただきます。なぜ8年後がないのかという点につきましては、前期基本計画の素案として出させていただいておりますので、前期の目標が4年後になることから、「4年後の目標」として出させていただいております。

[委員]

素案は4年だけのことになるのですか。

[事務局]

この基本計画に関しては4年間の計画ですので、4年間のものとなります。

[委員]

12年間の計画を素案で出していると考えておりました。了解しました。

[事務局（障害福祉課）]

「現状と課題」につきまして、長い文章となっておりますので、整理できる部分は整理いたします。次に、「地域」、「地元」という言い方をしておりますのは、ひとつには、住み慣れた地域で障害のある人が暮らすということを入れておりますので、その中で、地域の方に受け入れられて暮らしを支えていくという意味で使っているということもありますので、ご理解いただくとありがたいと思います。

災害時要援護者支援制度についてですが、どうしても地域の方々の中で、お近くの方などが第一目目に支援に行ってくださいということでの登録制度になっております。すべて行政のほうでさせていただくのはなかなか難しい面もあり、地域の方々にお助けをいただきながら進めてきた制度ですので、この点についてもお願いいたします。また、「ヤングケアラー」につきましては、「現状と課題」に入れさせていただくか、表現も含めて調整させていただきたいと思います。

「主な取組」の「進めます」とか「図ります」などの表記につきましては、長い文章となっておりますので、例えば「促進」については「進めます」とすると被った表現になることから表記をかえたりしているものもございます。いずれにしましても、前向きに施策や取組を進めていきたいという考えですので、表記につきましては、文章をつなげていっている中で、「進めます」「努めます」「図ります」となっております。うまく説明できておりませんが、よろしくご説明いたします。

「指標」の法定雇用率につきましては、滋賀県のなかでも労働局などで数値を把握しているものでして、今回挙げさせていただいております「働き暮らし応援センター支援の新規就労者数」「圏域内指定相談支援事業所内の相談支援専門員数」につきましては、市のほうが取組をさせていただいて、実際にその効果が目に見えやすいという点と、相談体制の充実や障害のある方の社会参加を進めていくということでこの指標を挙げております。把握しやすいという点からも選ばせていただいております。ご理解いただければと思います。

[事務局]

「指標」の数値の根拠につきまして、ご説明いたします。事務局としては、「指標の計測方法」で数値の計測の仕方をひとつと説明できればと思いますが、数値の設定の仕方、なぜこの数値を設定したかという点はあるかと思いますが、すべての指標が決まってから、中間年の目標も含めまして整理させていただきたいと思います。

先ほどお答えいたしました4年間につきましては、この基本計画が4年間でございまして、「基本構想」は12年間となり、4年、4年、4年で区切って、前期の基本計画を今ご審議いただいておりますので、4年間の到達目標として目標値を書かせていただいているものです。そして、「中間目標」という言葉の意味合いとしましては、事務局として明確に半分に割って6年間での中間という意味合いで使っているわけではなく申し訳ございませんが、12年間にとらまえた時の前期計画で到達すべき目標という意味合いで使わせていただいております。

[委員]

地域の皆様にご協力いただいて、災害の時も逃がす、いろいろなことのサポートもするというのは、行政の勝手な思いでして、なかなか地元が障害者の方にアクセスするとか、おせっかいできないです。しかも高齢者であったら、普通の高齢者の方でも、認知症の方は別として、地域にまかせるという考え方は本当に役所の発想で、あとは地域の責任となりますので、災害時避難行動要支援者対策でも、危機管理課と一緒に一度連携して、訓練をして、皆様に見てもらおう、大藪町でも結構ですので、モデルにして、こういう時に車いすのおばあちゃんを迎えに行こうとするんだよということを一度やらないと、丸投げではいけないといつも思います。名簿だけ挙げさせて、これだけいるから何かあったら地域で何とかするように、行政は知らないということになりますので、やはりもっと行政は汗をかいてやらなければいけないという思いで申し上げておりますので、お願いいたします。地域、地域というのは、いい言葉ですが、難しいところがあるということをおわかっていただきたい。

また、福祉のことは全て社協にさせるといっても、社協さんも少ない人数で頑張っておられますので、やはり本庁の福祉部門がいろいろなことに来ていただくことが必要ではないかと思っております。

そして、「努めます」「進めます」は、今やっている取組であれば、「今後とも強く推進します」でしょうか。「努めます」「やります」「図ります」、行政の言葉で、何を言われているかわからない、うまくはぐらかされてしまうような文章になってしまいます。「現状と課題」の「必要があります」「求められます」もそうですが、他の部会でも出ておりましたが、これは部会長で調整いただくことが必要かと思っております。

[委員]

災害時避難行動要支援者につきまして、社協と福祉部門とが連携してということで、地域に入っていくということがなかなかできていないのですが、社協でも、各地域の担当者に入るように指示をして、一緒に進めていこうと、今年度特に力をいれてやっていこうと取り組みだしているところです。

確かに、地域に暮らしている方が、「要支援の申請は出しているけれども、実際に何かあった時に私は助けてもらえるだろうか。」という不安をお持ちの方がたくさんおられます。しっかりやっていただ

いている地域もありますが、全部の地域の方に浸透している状況ではないので、社協の地域担当、福祉部門、危機管理と連動し、みんなで助け合いながら避難できるように取り組んでいくということで頑張っておりますので、ご理解をお願いします。

[委員]

災害時の避難行動要支援者、私の団体、障害者ですので、会があった時には、できるだけ彦根市に登録してくださいと言っています。民生委員でも、できるだけ登録してくださいということを言っています。亀山学区では、自主防災会が15地区あります。彦根に登録すると、自主防災会長、自治会長のほうにいきますが、そこで防災訓練の時に、あわせて避難訓練をやっているのが、だんだんと増えてきました。今まで形だけの消火訓練がありましたが、避難訓練を取り入れるという方向になっています。近所付き合いが熱心に行われているのはいなかのほうで、町場（まちば）では隣の人の顔も見ることがない、あいさつもしたことがないというのが現状かと思いますが、まずそれをなくしていく、隣近所のつきあいをやっていくのが自治会の方向付けとして大事なかなと思います。民生委員としても困っておられるのは、玄関に表札もかけない、呼び鈴を押しても出てきてもらえない地区もあるそうです。そこがひとつ問題としてあるかと思います。

以前に比べると、災害時避難行動要支援者制度を利用する方は多くなっていると思いますが、実際に来ていただけるのか、助けに来ていただけるのかというのが、皆様同じ考えです。登録制度の協力員が3名必要であることがネックになっている方がおられます。1名は民生委員としても、体はひとつですので、1人では何もできませんから、協力員3名がなかなかいないという方が非常に多いです。ここも今後検討していただきたいと思います。

[委員]

日ごろずっと高齢者とおつきあいしております。益々の高齢化で、コロナの起こる前はサロンを盛大にやっていましたが、3密を避けるため集まりができなくなって、家にこもる傾向が多かったので、今老人クラブとしては、少人数でもいいから、集まりを行って、顔を見せあって、和気あいあいと話ができるような場をつくってほしいと各老人クラブのほうにお願いしています。

最近問題になってきましたのが、今までは自分の足で会場まで来られたが、段々と高齢化して自分の足で会場まで来れない方が出てまいりました。グループの中で若い人が車いすを押してあげたり、車に乗せて会場まで来たりしていましたが、その方も高齢化してきて、免許返納ということで、80歳を過ぎると人を乗せて会場まで行くのが困難になり、行きたいけれども行けないという状況が段々と深刻化してきました。高齢者が高齢者を送るのがこれから困難になってきて、会場まで来れない方がだんだん増え、少し体調を悪くしたり、認知の傾向が出てきたりというのが見受けられます。これからどうしていこうか、会場までの移動をどうするかが課題となっております。

災害時の要支援体制については、私の地域、平田町では、5年ほど前に支援体制を作りました。アンケートをとって要支援を要望される方を募集しました。だいたい状況はわかっていますが、個人情報問題もあり、アンケートをとって、支援を要請される方をリストアップしました。その方々を、自治会と防災のほうで、元気な方、隣の方や組長さんなどが避難所まで車いすを押したり、担架で運んだりしようということで進めてきましたが、高齢化と同時に、最近になりまして、個人情報問題も含めま

して、残念ながら今尻すぼみの状態です。地域で、地域でというのが最近の声であり、我々も努力はしますが、行政のほうでも支援を考えてもらいたいと思います。

[部会長]

皆様がそれぞれ持っておられる団体、もしくは個人で抱えておられる課題や実際取り組まれていることをいろいろお話しいただけたと思います。そういったことを盛り込めるととても良いと思いますし、やっておられることを反映できると良いと思います。

文章的なことや文言、指標については、この部会だけの問題ではなく、それぞれの部会に共通した課題になると思いますので、他の部会とも調整させていただけるよう、調整会議に挙げていきたいと思います。

災害時避難行動要支援者対策について、頑張っておられるというお話がありました。そこに学生もまきこんでもらえると助かると大学としては思います。例えば、聖泉大学では、防災サポーターや、防災士を養成する講座も前年度はさせていただいて防災士になった学生等もおりますので、そういった学生とコラボしていただいて、住民さんの中に学生が入っていく場があると良いと思います。素直な学生たちなので、そういった場で交われると、住んでいるところでなかなか交流できなくても、学生を入れることでうまくいくという可能性もありますので、そういった点も盛り込めたらうれしいと思います。

最初の議題で長くなってしまいましたが、いったん「1-2-3 障害者(児)福祉の推進」を終えて、15時15分まで休憩とさせていただきたいと思います。

(休憩)

[部会長]

再開させていただきます。続きましては、「1-2-4 高齢者福祉の推進」につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

[事務局（福祉保健部）]

それでは「1-2-4 高齢者福祉の推進」についてご説明します。

「現状と課題」について4点挙げております。

◇本市の高齢化率が今後も上昇すると予想されていることから、それにもなると要介護等認定者数の増加、介護サービスの需要の増加も見込まれます。その中で健康寿命の延伸が必要となります。

◇高齢者を含めた多様な主体が支え合います地域包括ケアシステムの構築が必要となります。

◇住み慣れた地域で暮らし続けられるように必要な介護サービスとその提供を担う人材の確保に向けた取組が必要となります。

◇認知症に対する理解の普及啓発や認知症の人とその家族を見守るネットワークづくりが必要となります。

「12年度の姿」では、現在令和5年度までを計画期間としております「第8期彦根市高齢者保健福

社計画・介護保険事業計画」に掲げております基本理念を描いております。

「4年後の目標」では、「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきます基本目標にそって記載しております。

◇1つ目は、介護予防と健康づくりの推進という基本目標に係る内容です。

◇2つ目は、地域での主体的な活動の発掘と支援という基本目標に係るものです。

◇3つ目は、ニーズに対応できるサービスの基盤の確保と提供という基本目標に係るものです。

◇4つ目と5つ目については、地域に寄り添う包括的な支援体制の整備という基本目標に係るものです。

「指標」は、「65歳以上人口に対する要介護等認定者数の割合」と「サロンの設置箇所数」の2つを挙げております。

「主な取組」について、

◇「介護予防・健康づくりの推進」では、特に新たに高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組を展開するものです。

◇「高齢者の生きがいくりの推進」では、地域住民が主体となった見守りや集いの場づくり、元気な高齢者の社会参加の促進などに係る取組を展開するものです。

◇「持続可能な介護保険事業の運営」では、需要やニーズに対応するために必要となりますサービスや人材の確保、また介護給付の適正化などの取組を展開するものです。

◇「包括的な支援体制の整備」では、主に地域共生社会の実現に向けまして、近年、多様化・複雑化しております地域における課題にも対応できるように、既存の制度の枠を超えた支援体制の構築をめざすものです。

「多様な主体との連携による取組」については、記載のとおり関係機関との連携を図っていくものです。

最後に「関連する個別計画」については記載のとおりです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

[部会長]

今説明のありました「1-2-4 高齢者福祉の推進」につきまして、ご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

[委員]

「12年後の姿」に「多様な主体が支え合い」と書いてあり、「4年後の目標」の3行目にも「多様な主体による」とありますが、「多様な主体」とはどのようなものかをお聞きしたいです。

次に、「指標」の中で「65歳以上人口に対する要介護等認定者数の割合」ということで数値をあげていただいております。前計画ですと2020年で19.0、この案では2025年で19.1で0.1上がっております。要介護を必要とする認定者数の割合は抑えようとするのが行政の方向ですが、私は割合でどんどん抑えるものではないと思います。逆にPRして、要介護を受けるように言うべき数値ではないかと思えます。と言いますのは、私の親戚の叔父は、叔母が認知症でとても困っていましたが、ある日突然転んで大腿骨骨折となり次の日から入院となった際、それまでに私がひらめいて叔母の要介護2をもらって

いたので、叔母は要介護のヘルパーさんに来てもらうことができました。ですから、認知症などが疑われる時など弱ってきたら、家族がどんどん要介護申請しなさいというようなPRが行政として必要ではないかと思います。そんなことをしたら介護保険がパンクするというのが行政のお話かもしれませんが、そのように思いますので、割合の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

そして、「月1回以上開催される集いの場の設置数」ですが、ものすごく頑張っておられる平田学区のような地域もあれば、まったくサロンが開かれていない地域もあります。この200回の根拠も知りたいと思います。私もボランティアでいろいろお手伝いさせてもらっていますので気になるところです。

「主な取組」の「持続可能な介護保険事業の運営」の担当課に「債権管理課」とあります。役所言葉で保険料の収納率の向上、確かにそうですが、税金など滞納してもらおうと困るので徴収する部署である債権管理課をわざわざここに入れなければいけないのかと違和感を感じます。

「関連する個別計画」、本日「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「ひこね元気計画21(第3次)」の冊子をいただいております。別の部会でもこれが何のことかわからないという質問が出ていたことがありましたので、この個別計画の関連する資料をぜひともいただいておりますと先に予習でき、これはどんなことかという質問も出ないかと思っておりますのでお願いいたします。

[部会長]

まずは「12年後の姿」の「多様な主体で支え合い」という言葉、「指標」の要介護認定者数の考え方や根拠、「持続可能な介護保険事業の運営」に記載されている担当課の必要性、関連する個別計画などは事前に資料としていただけたらといったご意見でした。

[事務局（介護福祉課、医療福祉推進課）]

（介護福祉課）1点目の「多様な主体」とはどのようなことかのご質問ですが、本日お配りさせていただきます「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の概要版の3ページをご覧いただきたいと思います。「12年後の姿」として描いていることを図で示した「地域包括ケアシステムの姿」がありますが、図の通り、高齢者をいろいろな方がいろいろな立場で支えていくということをイメージしております。医療の面で支えるということもありますし、介護の面で支えるということもあります。また、生活支援や介護予防で、いろいろな団体が支えるということもありますし、高齢者が高齢者を支えるということもあるかと思っております。ご自宅で暮らす場合はご家族が支えるということや、サービス付き高齢者向け住宅でお住まいの場合はその職員というパターンもありますので、あらゆる人が支えるということをイメージしており、表記としては多様な主体としております。

2点目のご質問で、要介護等認定者の割合ですが、指標としてどのようなものを設定するかを中でも検討しまして、難しい問題だと思っておりますが、適切に必要な方が介護認定を受けられることが理想であると考えておりまして、意図的に抑制しようというものでもありませんし、意図的に増やそうというものでもないかと思っております。ただ、一定認定者数が増える、高齢者数が増えるということはあるので、どんどん割合を増やすということは介護給付費が増えるということにはなりますので、介護保険事業の運営の中で適切な割合を保っていくことが必要になるだろうと思っております。令和7年度の目標値につきましては、「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定した際の推計に基

づいた目標数値を挙げております。

次に、「持続可能な介護保険事業の運営」に債権管理課という所属が必要かという点ですが、令和 3 年 4 月の組織改編により、今まで保険料課が介護保険料の徴収と収納をしていましたが、それを保険年金課と債権管理課の 2 課で分担して担うことになりました関係で、今回、収納を担当する債権管理課を挙げております。

最後、個別計画の資料につきましては、本日、別途概要版をお配りしているところでございます。

(医療福祉推進課) 3 点目のご質問に関してですが、住み慣れた地域で暮らせる住民主体の活動として、地域で「見守り合い活動」が進んできております。話し合いの中から、地域の困りごとや手助けが必要な方に対して手をさしのべようとか、自分たちにできることはないかといった助け合い・支え合いの活動として、地域でも少しずつ増えてきているところです。「指標」で示しております「集いの場(サロン)」は、金亀(根気)体操およびサロンを含めた活動ということで、金亀(根気)体操とサロンを含めて実施しているところは現在 102 団体あります。また、その他にも、宅老所、認知症カフェなどがありまして、全部で 175 か所を実施しております。月 1 回実施しているところもあれば、週 1 回実施しているところもあり、頻度はそれぞれです。住民主体の取組として、社会福祉協議会のほうで「地域支え合い推進委員」を小学校区域に 7 名配置しており、この 7 名とともに、このような集まりの場を開いていくことによって、健康づくりや憩いの場としての居場所が広がっていくということもあり、ますます増やしていこうということで、4 年後の目標の令和 7 年度の目標値を設定しております。17 小学校区域ありますが、コロナの関係で、サロンなど増えていくのは難しい状況もありますが、ひとつずつ増やしていきたいとの思いで挙げております。

[委員]

今、地域福祉活動計画のちょうど見直し時期で、各学区で作成されており、私の地域の亀山学区も検討して作成中です。この資料を参考にさせていただこうと思いますので、しっかりとした方向づけをいただければと思います。

[委員]

「指標」ですが、もちろん余計な人までは必要ないと思いますが、やはり要介護の申請に結び付けるのが市民にとっては敷居が高いと思います。どういう場合に要介護申請すればよいのかがわからないので、その点をどんどん PR していただいて、私は、認定者数が増えるのはいいのではないかと思います。どうもないのに要介護に申請しても、お医者さんの意見書も必要ですので、却下されます。おかしいと思ったら申請するというのを彦根市として積極的に PR していただきたいと思います。私はこの割合を下げっていく必要はないと思います。

集いのサロンですが、17 校区、全部が全部はやっておられないと思います。私も何回か行かせていただく中で、平田学区は素晴らしい取組をされていますが、コロナで止まってしまっているのが残念ですが、どんどん誘導していただけるように市のほうも頑張りたいと思います。

言葉についてで、「主な取組」の中で、「包括的な支援体制の整備」ですが、内容の文章中では、「包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。」となっており、「整備」と「構築」という言葉が使われていますが、その違いなども、統一するなら統一するなど整理してもらえたらと思います。

関連する個別計画については、記載されている個別計画については全てほしいというのが希望です。事前に予習できたらと思いますので、よろしくお願いします

[委員]

介護保険事業計画書の中で、「生きがづくり」に、「老人福祉センターの運営」とあります。老人クラブの中でお話すると、金亀（根気）体操をしたい、サロンもしたいけれども場所がない、そこに密の問題もあり、分散してやっていますが、会場を確保するのに非常に苦労しています。そこで老人クラブからの提案です。老人福祉センターは土曜日と日曜日は休館になっていますが、もし、土曜日と日曜日を開放していただければ3地区のセンターで使えるのではないかと思います。

認知症が初期の段階の方が、老人クラブにもいらっしゃいます。その方が、サロンを開催する日、グランドゴルフもお誘いしていますが、その日にちも忘れてしまうほどになっています。地域包括支援センターには連絡していますが、なかなか十分にフォローしていただけていないのが現状です。この場で言うべきかどうかわかりませんが、民生委員や社協の方などが一緒に、老人クラブの会合の時などに来てもらえると、会員の動向で、我々も情報を提供しますが、状況把握ができるのではないかと思います。これから各老人クラブのほうに進めていこうと思っておりますが、市のほうもご協力をお願いしたいと思います。

[部会長]

場所の提供として、「老人福祉センター」が使えるのではないかとのご提案や、現状把握をする際に老人クラブの会合などに来ていただいて、実際にその場に来てもらえると、必要な支援につなげられるような把握ができるのではないかとのご提案がありました。いかがでしょうか。

[事務局（介護福祉課）]

1点目の「老人福祉センター」の関係ですが、現在彦根市内に、市立の老人福祉センターとしまして、北老人福祉センター、中老人福祉センター、南老人福祉センターの3か所を設置しており、指定管理者制度でそれぞれ運営をお願いしています。市の施設ですので、施設の設置の条例・規則等で、開館日・開館時間、それぞれ決まっており、すぐに土日を開放できる状況にないことはご理解いただきたいと思います。ただ、いろいろな活動をされるのに場所がないということに対しては、それぞれご相談いただいて、何か使えそうな場所があるかなどは検討させていただけると思います。

2点目の情報交換・共有については、まさに多様な主体が支え合うという点で、いろいろな団体がお持ちの情報を共有できる場があればと思います。具体的にどこでどのようにと今申し上げられる状況ではありませんが、それぞれが工夫をしながら進めていけると良いと思います。

[委員]

普段、彦根市内に住んでおられる外国人の住民の方の支援、日本語教育や日常のお困りごとの相談にも応じております。

先ほどの障害者（児）の話も、この高齢者福祉の話もですが、「こういう制度がある」「こういうサービスがある」というのが外国人の方に本当に届きにくい状況になっています。特にこれから外国人の住民

の方が増える傾向にあるということで、多文化共生等でも出てくるのではないかと思います。長く住んでおられて介護保険にも入っておられて、サービスを受ける権利も十分に持たれているにも関わらず、サービスがあることをご存じなかったり、地域で声を上げるとかサービスを利用するのに市役所の窓口に行くこともためらっておられる方、自分の国と日本の制度の違いなどもあり、一概には言えない点もありますが、声が届きにくい方もいらっしゃるのではないかと思います。

素朴な疑問で、高齢者福祉とは的が外れてしまい申し訳ありませんが、私どもの活動されている会員さんからご相談がありまして、彦根市内ではありませんが、介助犬を連れていったら、シールが貼ってあるにも関わらず、他のお客さんとは違うところに渋々案内されたということがあったとのことでしたが、実際、彦根は、介助犬、盲導犬、聴導犬などが入れるお店がどのくらいあるのでしょうか。観光のほうの分科会でもお話いただけるとありがたいと思います。もちろん彦根市役所は入れますよねという点をお聞きしたいと思います。

[事務局（介護福祉課）]

外国人の高齢者の方に、介護保険制度などのサービスの手続きなどがわかりにくいということについては、昨年度、市で「多文化共生プラン」の見直しがあった時に、そういったお話も介護福祉課と人権政策課でさせていただいたことがございました。今までは、多文化共生のターゲットが就労される世代への支援が主だったところが、その方がずっと彦根に、日本に住んでおられて高齢になっていかれる時に、介護サービスの手続きなどが出てくるという課題認識を共有させていただいておりまして、「多文化共生プラン」の中に、必要なことがあれば連携して支援をすると盛り込ませていただいたと認識しています。現に手続きの書類の翻訳などを行っている事例もございまして、今後増えてくるかと思いません。

[委員]

地域の憩いの場、集いの場、サロンの数ですが、各自治会においていろいろな場でされております。グループをたくさん作っていただいて、参加していただいて、できるだけ元気で皆楽しく住み慣れたところで過ごしていこうと開催していただいております。今、地域福祉活動計画を各小学校区で作成いただいているところで、その中でも、皆で住みよいまちとして、ゆっくりと楽しく過ごしたいということを目指して掲げているところです。開催にあたりましては、社協の地域に入っている職員、地域包括支援センターの職員が見守り会、おっしゃっていただきましたら、老人クラブの会合等にも出席させていただいて、皆様と情報を共有して、住みよいまちとしてやっていきたいと考えております。皆様、一生懸命取り組んでいただいて、いろいろなところでやっていただいております。ただ、すぐ近くでやっていただいておりますが、なかなか参加していけない方もおられて、その方たちをどのようにサロンに来ていただくようにしていくかがこれからの問題と考えています。

[委員]

私の地域、平田のサロンは、3人民生委員がいらっしゃいますが、3人とも会員になっていただいております。非常に連携がとれていますので、他の地域でもそのような体制を整えていただけるとありがたいと思います。

[委員]

1 か月ほど前に相談を受けて、ご自宅にうかがってお話をさせていただいた際に、介護認定を受けていない方で、明日入院するが、帰ってきてヘルパーさん等をお願いしたいが、介護認定を受けるのに、聞くところによると 8 週間だったか、申請して認可されるまでかなり長い期間がかかると言われました。何とかもう少し早く手続きはできないもののでしょうか。

[事務局（介護福祉課）]

申請をしていただいてから、調査員がおうかがいして、本人のご様子などの認定調査をいたします。あわせて主治医の先生に意見書を書いていただくこともお願いいたします。そういった情報をもとに介護認定審査会で審査をされて最終的に判定が出るという手続きが必要になりますので、一定の時間がかかるということになるかと思えます。

[委員]

確かに、いろいろな書類審査を受けての認定になると思いますが、先ほどの方の時に、地域包括支援センターきららさんにも電話をして、日曜日でしたので、留守番電話からその日の担当の方に携帯でつながり、ちょうど所長さんが直接私と一緒に行っていただいて、説明されて、地域包括支援センターの方も認定を受けるまでの期間が長いと言われていました。もう少し、短く早く認定されないものかというお願いを検討していただけないかというのが私の意見です。

[部会長]

申請されてから 30 日以内に結果を出すということになっています。申請したその日からサービスは使えますが、介護度が出ないとどういった上限がいけるのかが難しいのと、状態がある程度安定していることが認定が出る条件になっていることなどがあるのかと思えます。その間のこと、はざまにある方の対応を地域包括支援センターが行うということになっているかと思えます。

困っている方、必要な人にサービスがつながることが重要なことかと思えます。

私の時間配分が悪く申し訳ございません。次にいきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

[事務局]

委員の皆様が大丈夫でしたら、少し会議時間を延長しまして次の議題に行かせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

（委員、15 分程度の延長を了承）

[部会長]

次にいかせていただきます。「1-2-6 生涯学習・社会教育の推進」について説明をお願いいたします。

[事務局（教育委員会事務局）]

「1-2-6 生涯学習・社会教育の推進」についてご説明させていただきます。

生涯学習のほうの「現状と課題」ですが、

- ◇「人生 100 年時代」を迎える中で、多様化する市民の学習ニーズに対応していく必要があります。
- ◇変化が激しく予測困難なこれからの社会、子どもたちのために、社会総がかりで育ちを支えていく必要があります。

また、「図書館」のほうでは

- ◇現状の図書館が非常に老朽化していることや、利用者ニーズの多様化、市全域への均質な図書サービスの提供、現図書館の計画的な改修等と、図書館整備基本計画に基づき複数館体制の中核をなす「中央館」の整備の必要があります。

- ◇湖東定住自立圏につきましては、圏域内図書館における連携強化を図る必要があります。

- ◇障害の有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書を通じて、文字・活字文化を享受できる環境の整備を図る必要があります。

これをふまえて、「12 年後の姿」について、「生涯学習」のほうでは、

- ◇市民一人ひとりが主体的に学び続けられ、活躍できる社会をめざします。

- ◇地域の学校との連携・協働を進める、この中で地域力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりをめざします。

「図書館」のほうでは、

- ◇複数館体制の実現、「中央館」を拠点とする市内および圏域内のネットワークを構築して、市内全域にわたる図書サービスの向上をめざします。

- ◇ハード、ソフト両面でバリアフリーな環境が整備され、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に立ち寄り、良質なサービスが受けられる図書館をめざします。

「4 年後の目標」としまして、「生涯学習」のほうでは、

- ◇幅広い世代に公民館を利用してもらえるよう、利用者の増加と定着をめざします。

- ◇地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える活動、地域力の向上を図り、学校を核とした地域づくりをめざします。

「図書館」のほうでは、

- ◇「中央館」の整備について、令和 2 年度の用地選定に基づき、計画的な進捗を図ります。

- ◇図書資料の充実や司書の資質向上、圏域内の図書館ネットワークの構築に向けた基盤強化をめざします。

- ◇施設や図書のバリアフリー化に加え、インターネットを利用したサービスの提供等、誰もが利用しやすい図書館をめざします。

「指標」といたしましては、「生涯学習」のほうでは「公民館の利用者数」、「図書館」につきましては「市民一人当たりの貸出冊数」を挙げております。図書館のほうの指標ですが、基準値として令和元年度を用いるところですが、令和元年度は図書館が耐震補強工事のため長期間休館しましたため通常と違う数値となりますので、通常の数値として最新年度の平成 30 年度を基準値としております。

このような「4 年後の目標」にあわせて「主な取組」を実施していきます。

- ◇「生涯学習の推進」においては、地域学校協働活動の充実、コミュニティ・スクールの拡充

- ◇「社会教育の推進」においては、地域に根ざした拠点施設として公民館の充実

- ◇「図書館施設の整備・維持補修」につきましては、現図書館の計画的な補修・長寿命化を図って

いくとともに、中央館整備を計画的に進めること

◇「湖東定住自立圏域内図書館ネットワークの構築」におきましては、各圏域内での情報共有や研修の共同化、図書館サービスの質的向上

◇「バリアフリーな読書環境の整備」につきましては、図書施設のバリアフリー化、アクセシブルな図書、インターネットサービスの充実

を中心に「主な取組」を進めていき、目標を遂行していきたいと思っております。

[委員]

公民館に関する「現状と課題」の中で、2012年に滋賀県で全国公民館大会をしまして、その前年の2011年に東北の大震災がありましたので、そこに大船渡市などにも来ていただいて、「日ごろ公民館でいろいろサークルでつながりがあったから絆が生まれ、震災の時に非常に役に立った」というような文言がありましたので、その点を書いていただきたいと思っております。そして、図書館が書きすぎだと思いません。

「12年後の姿」にある「地域力の向上」、別の部会でもありましたが、「地域力」とは何でしょうか。

「4年後の目標」の「若者向けの講座や、子どもと一緒に参画できる子育て世代向けの講座」、例えば若者向けの講座、婚活講座もしていただきたい、子どもと一緒にでは、子育てに悩むママさん方を集める講座をされているのでしょうか。

「指標」で、「公民館の利用者数」について前計画では2020年に19万人、この案における2025年の目標も19万人と全く同じになっています。いつも言っていますが、県内の首長さんは公民館活動に全く理解がなく、どんどん粗雑にしていきますので、この指標も利用者数よりも、公民館に配分される予算額などの指標をつけたいのでしょうか。地元の公民館を利用される方が、非常に予算がないという説明でがっかりされておられます。

「主な取組」について、図書館についての記述が多すぎるという気がします。また圏域内の図書館の連携強化ですが、県立図書館とはいつも連携しているので、わざわざ書いていないのでしょうか。

[委員]

社会教育委員の会議で、2年に1回提言をさせていただいたり、2回ぐらいは答申を出させていただいたりしております。ここ10年以上ずっと社会教育や生涯学習に関わる地元のいろいろな団体、団体だけでなく関係機関を含めまして、連携・ネットワークの構築の仕組みづくりが重要である、福祉教育分野も含めて、学校に限らず地域のネットワークの仕組みを作ることを、ずっと社会教育委員の会議の年間のテーマとして、何回も提言を出させていただいているのですが、それが全然反映されていないと思います。担当の方が1、2年で交代されるので引継ぎがされていないのかもしれませんが、そこを確認させていただかないと、社会教育委員の皆様にも説明しづらいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[事務局（生涯学習課）]

社会教育委員の会議で地域の団体を結ぶ連携ということで、指定管理を受けていただいている中地区公民館・稲枝地区公民館につきましては、もともと地元の団体で、地域の結びつきで、地域のこともよくわかっておられるし、何か事業をするにも協力を得やすいということで、地域の課題もわかってお

られて非常にうまく公民館を運営していただいています。そのように良い見本があるので、他の公民館についてもそのような地域の団体の育成であるとか連携が生まれるような仕組みを作っていきたいという思いを持っております。

[委員]

公民館活動としてではなく、生涯学習課、社会教育の推進という立場で、市内のいろいろな団体のネットワークの仕組みを作るということであり、他の課でも構わないのですが、せっかく長年やらせていただいております、社会教育は学校だけではないですし、福祉教育なども含めてネットワークづくりを推進することをずっと課題にしてきていて何回も提言を出させていただいていますし、答申も出していますので、それをぜひ施策に反映していただきたいということです。

[部会長]

今までの検討された内容をもっと盛り込んでいただきたいという点についていかがでしょうか。

[事務局（生涯学習課）]

社会教育委員の提言につきましては、この計画の中に入れていきたいと思います。

[委員]

公民館活動を通じて人とのつながり・絆づくりをすることによって、災害の時にとても助かったというがあるので、そういったことを書けないかということ、他の部会でも出ていましたが「12年後の姿」の地域力とは何でしょうかということです。

そして「4年後の目標」の「若者向けの講座」はどのようなものがあるか、私は婚活講座をしてほしい、「子どもと一緒に参画できる子育て世代向けの講座」では子育てでとても悩んでいるママさん方を集めて講座をするようなこともどんどんしていただきたいという内容の希望です。

それから公民館の利用者数は19万から19万ですが、地元の方に聞いていると予算がどんどん削られて何もできないということで、それでは年間の利用者数の増加につながらないので、「指標」で予算で縛ってほしい、実用的でないのは承知だが10年後には毎年増やしていくぐらいの気持ちで予算をつけてもらわなければいけないということで、公民館の利用者数を19万と言わずどんどん増やしていくという数値を盛り込んでいただきたいということです。

それから、図書館のことがいっぱい書かれていると思いますし、中央館ができることを公約に現市長がしておられたがこれから果たしてどうなるか、愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町と連携しているいろいろな本を貸してくれるという連携強化は結構です、県立図書館との連携はわざわざここには書かないのかという疑問点です。

[事務局（生涯学習課、図書館）]

（生涯学習課）「12年後の姿」の表現について再考させていただきたいと思います。婚活ですとか、子育て世代の講座ということに関しては、若者向けの講座と書かせていただいた意図は、現在どうしても高齢者の方が中心に使われている、高齢者向けの講座が多いということもあり、より幅広い年代の方

に来ていただくという意味で、書いております。おっしゃっていただいた中で、子育ての講座については現在もやっておられます。婚活の講座までやっておられるかどうかはわかりませんが、できるだけ若者も来ていただけるように取り組んでいきたいと思っております。「指標」の設定につきましては、現行の計画の目標が19万人ですが、現行の計画期間の中で既に平成29年度、平成30年度においては目標をクリアしております。令和元年度においては16万9千人で、年度末にコロナの影響が出て減っています。令和2年度はさらに激減すると思っております。そういった中で、次の目標をどう設定していくか、正直難しい面がありましたことと、何パーセント上げるという場合の根拠も難しいということもありまして、現行のまま設定しております。

(生涯学習課)「地域力」に関わりまして、これまで学校と地域の関係が、学校のお願いに対して地域のほうに支援していただく関係でしたが、地域と学校の連携・協働を通してという大きな方向性がある中で、そういう活動を通して地域に人と人とのつながりをつくり、地域の人々の生きがいとなり、まち全体で将来を担う子どもたちを育成していこう、そのように地域全体の力をあげていこうということで、「地域力」という言葉を使っております。国のほうの「学校を核とした地域力強化プラン」、県も同じ名称ですが、それらをふまえて「地域力」と書いております。

(図書館)図書館の記述につきましては、各項目3点共通して書いております。1点目は拠点施設となる「中央館」の整備、2点目は湖東定住自立圏の共生ビジョンに関わること、3点目は障害の有無にかかわらずサービスを提供していくことです。「中央館」と湖東定住自立圏の共生ビジョンにつきましては、共生ビジョンの中で圏域の拠点施設として「中央館」を整備するという記述もあり密接に関連する項目ですので2点挙げております。障害の有無にかかわらずサービスの提供につきましては、令和元年度に国において「読書バリアフリー法」という新しい法律ができましたので、当図書館においても国の方針に則りサービスを提供していくということで挙げさせていただいたところです。県立図書館との関連につきましては、委員ご指摘の通り、日ごろから密接な連携で図書館のサービスの充実に努めておりますが、ここは市が中心となって取り組む「主な取組」ということで各種事業を書いておりますことから、県立図書館に関する記述は除いております。

[委員]

多賀町の図書館はすばらしいと聞いております。彦根もどうぞよろしく申し上げます。

[部会長]

時間もおしてまいりましたので、最初の事務局の説明にありましたように、プラスで何かありましたら事務局のほうにメール等でお寄せいただきますと、そのことについても検討いただけるとのことですので、よろしく申し上げます。

時間を超過して申し訳ございません。本日はここで終了とさせていただきます。

(以上)

彦根市総合計画審議会 第1部会 第1回会議 出席委員名簿

(五十音順・敬称略)

第1部会

担当分野：人権・多文化共生・健康・福祉・医療・生涯学習

所 属 等	氏 名
聖泉大学 准教授	安孫子 尚 子
彦根市社会教育委員の会議 副委員長	上ノ山 眞佐子
公募委員	川 上 建 司
彦根市身体障害者更生会 会長	岸 田 清 次
彦根市老人クラブ連合会 会長	郷 野 征 男
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 事務局長	高 橋 嘉 子
彦根市国際協会	馬 場 加依子

彦根市総合計画審議会 第1部会 第1回会議 出席職員名簿

福祉保健部長(彦根市総合計画検討委員会第1部会長)	田 澤 靖 壮
企画振興部長(彦根市総合計画検討委員会第1部会副部会長)	長 野 繁 樹
福祉保健部次長	大久保 裕 次
教育部次長	前 川 学

他 説明員 11名